

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書

〔平成15年10月1日〕
業務方法書第1号

最終改正 平成26年 月 日業務方法書第 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 業務の方法（第4条－第15条）
- 第3章 業務の受託及び委託（第16条－第22条）
- 第4章 契約の方法（第23条－第30条）
- 第5章 業務の成果の普及等の方法（第31条－第33条）
- 第6章 施設等の貸与（第34条）
- 第7章 業務運営に関する事項の公表の方法（第35条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第147号）第1条の2の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 機構の業務は、通則法及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 機構は、主務大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。）によるほか、通則法及び機構法並びに関係法令に定めるところにより、業務の効率的かつ効果的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努め、もって高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与するものとする。

第2章 業務の方法

（高年齢者等の雇用に係る給付金の支給業務）

第4条 機構は、機構法第14条第1項第1号の業務として、高年齢者等（高年齢者等の

雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第49条第1項に規定する「高年齢者等」をいう。以下同じ。）の雇用機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第104条第1項に規定する高年齢者雇用安定助成金（以下「給付金」という。）の支給業務を行うものとする。

2 給付金の支給については、雇保則その他厚生労働省が定めるものに規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。

（給付金の返還）

第5条 機構は、給付金について、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者がある場合には、支給した給付金の額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

（高年齢者等の雇用に係る相談その他の援助業務）

第6条 機構は、機構法第14条第1項第2号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）次のイ又はロに掲げる措置及び支援（以下「高年齢者雇用確保措置等」という。）、高年齢者等の雇入れ、配置及び職場への適応その他の雇用に関する事項の管理（以下「高年齢者等雇用管理」という。）についての相談及び技術的援助を行うこと。

イ 定年（65歳未満のものに限る。以下このイにおいて同じ。）の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は改善その他の当該高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置。

ロ 年齢にかかわらず働ける企業の普及促進を図るために必要な支援。

（2）高年齢者雇用確保措置等及び高年齢者等雇用管理に関し必要な知識及び技術を習得させるための講習を行うこと。

（3）高年齢者雇用確保措置等及び高年齢者等雇用管理に関する必要な調査研究を行うこと。

（4）高年齢者雇用確保措置等及び高年齢者等雇用管理に関する情報及び資料を収集し、及び提供すること。

2 機構は、前項各号に掲げる業務を行った場合には、適正な基準に従って定める額の手数料及び必要な実費を徴収し、又は必要な経費の負担を求めることができるものとする。

3 機構は、第1項第1号に掲げる業務の一部を行うため、高年齢者雇用アドバイザーを設置するものとする。

（高齢期の職業生活設計に係る助言又は指導業務）

第7条 機構は、機構法第14条第1項第3号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）高齢期における職業生活の設計についての相談及び援助を行うこと。

（2）高齢期における職業生活の設計に関し必要な知識及び技術を習得させるための講習を行うこと。

（3）高齢期における職業生活の設計に関する情報及び資料を収集し、及び提供すること。

2 機構は、前項各号に掲げる業務を行った場合には、適正な基準に従って定める額の手

数料及び必要な実費を徴収し、又は必要な経費の負担を求めることができるものとする。

(障害者職業センターの設置運營業務)

第8条 機構は、機構法第14条第1項第4号の業務として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害法」という。）第19条第1項に規定する障害者職業センター（同項各号に掲げる障害者職業総合センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターをいう。）の設置及び運営の業務を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、障害法第20条から第26条まで及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「障害法施行規則」という。）第4条の2から第4条の5までに規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。

(障害者職業能力開発校の運營業務)

第9条 機構は、機構法第14条第1項第5号の業務として、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第8条第2項に規定する中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校（以下「中央障害者職業能力開発校等」という。）の運営の業務を行うものとする。

2 中央障害者職業能力開発校等の行う職業訓練に係る教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準は、訓練課程ごとに、職業能力開発促進法施行規則第10条から第13条まで及び第20条に定めるところによるものとする。

3 第1項の業務は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第5条第1項の職業能力開発基本計画、同法第7条第1項の都道府県職業能力開発計画及び同法第15条の7の職業訓練実施計画を踏まえて行うものとする。

4 中央障害者職業能力開発校等の行う職業訓練（求職者に対して行うものを除く。）に要する費用は、訓練課程ごとに適正な基準に従って定める額を徴収するものとする。

5 第1項の業務の実施については、前3項に規定するもののほか、職業能力開発促進法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(納付金関係業務等)

第10条 機構は、機構法第14条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 障害法第50条第1項に規定する障害者雇用調整金（次条第1項及び第12条において「調整金」という。）の支給

(2) 障害法第49条第1項第2号から第7号までの助成金（障害法第73条第1項又は第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第2項及び第12条において「助成金」という。）の支給

(3) 障害法第49条第1項第8号に規定する障害者の技能に関する競技大会に係る業務（障害法第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。）

(4) 障害者の雇用に関する技術的事項についての講習の業務又は障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の業務として次に掲げる業務（障害法第73条第1項及び第74条第1項に基づく業務として行われるものを含む。次条第3項において「講習業務等」という。）

- イ 障害法第79条第1項に規定する障害者職業生活相談員資格認定講習を実施すること。
 - ロ イに掲げるもののほか、事業所において障害者の雇用に関する業務を担当する者等に対し、障害者の雇用に関する技術的事項についての講習を行うこと。
 - ハ 各種行事の開催、各種媒体の活用等による障害者雇用に関する啓発を行うこと。
 - ニ 就労支援機器等の普及啓発を行うこと。
 - ホ 障害者の職域拡大及び雇用管理に関する事業主への情報提供、相談及び援助を行うこと。
- (5) 障害法第53条第1項に規定する障害者雇用納付金（次条第4項において「納付金」という。）の徴収
 - (6) 障害法第74条の2第1項に規定する在宅就業障害者特例調整金（次条第5項及び第12条において「特例調整金」という。）の支給
 - (7) 前各号の業務に附帯する業務
- 2 機構は、当分の間、機構法附則第5条第1項第1号の業務として、障害法附則第4条第3項に規定する報奨金（次条第6項及び第12条において「報奨金」という。）及び同条第4項に規定する在宅就業障害者特例報奨金（次条第7項及び第12条において「特例報奨金」という。）の支給を行うことができるものとする。
- 第11条 調整金の支給については、障害法第49条第1項第1号及び第2項、第50条、第52条第2項、第69条、第72条、附則第4条第1項及び附則第5条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「障害法施行令」という。）第14条から第16条まで並びに障害法施行規則第15条、第16条及び第33条に規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。
- 2 助成金の支給については、障害法第51条、第52条第2項、第73条及び第74条並びに障害法施行規則第17条から第22条の5までに規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。
- 3 講習業務等の実施については、障害法第52条第2項及び第49条第1項第9号並びに障害法施行規則第23条から第25条の2までに規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。
- 4 納付金の徴収については、障害法第52条第1項、第3章第2節第2款、第69条、第72条、附則第4条第1項及び附則第5条第1項、障害法施行令第17条から第19条まで並びに障害法施行規則第26条から第33条までに定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。
- 5 特例調整金の支給については、障害法第52条第2項、第74条の2、第74条の3及び附則第4条第1項並びに障害法施行令第20条から第26条まで並びに障害法施行規則第35条から第36条の14までに定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。
- 6 報奨金の支給については、障害法第52条第2項、附則第4条第2項、第3項、第7項から第10項まで及び附則第5条第1項並びに障害法施行令附則第9項及び第10項並びに障害法施行規則附則第2条及び第3条に定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。
- 7 特例報奨金の支給については、障害法第52条第2項、附則第4条第2項及び同条第

4項から第9項まで並びに障害法施行令附則第9項及び第10項並びに障害法施行規則附則第3条の2及び第3条の3に定めるもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。

(調整金等の返還)

第12条 機構は、調整金、助成金、特例調整金、報奨金及び特例報奨金について、偽りその他不正の行為によりこれらの支給を受けた者がある場合には、支給した額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 助成金については、前項に定めるもののほか、支給に当たって支給の条件を付された場合であって、当該支給の条件に違反したときは、支給した額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする（当該助成金の支給に係る障害者の責めに帰すべき理由による解雇その他のやむを得ない理由によるものと機構が認めた場合を除く。）。

(職業能力開発促進センターその他の施設の設置運營業務)

第13条 機構は、機構法第14条第1項第7号の業務として、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業訓練等（職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うものとする。

2 職業訓練等に係る訓練の対象者、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準は、訓練課程ごとに、職業能力開発促進法施行規則第10条から第15条まで、第36条の2の2、第36条の2の3、第36条の6から第36条の10までに定めるところによるものとする。

3 職業訓練等（職業能力開発促進法第23条第1項に規定する職業訓練を除く。）に要する費用は、訓練課程ごとに、適正な基準に従って定める額を徴収するものとする。

4 第1項の業務は、職業能力開発促進法第5条第1項の職業能力開発基本計画、同法第7条第1項の都道府県職業能力開発計画及び同法第15条の7の職業訓練実施計画を踏まえて行うものとする。

5 第1項の施設（同項の宿泊施設を除く。）を整備する場合にあつては、当該施設を都市計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画をいう。）その他市街地の整備の見地から適当なものとなるように整備するものとする。

6 第1項の業務の実施については、第2項から前項までに規定するもののほか、職業能力開発促進法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(求職者支援法に基づく職業訓練の認定業務)

第14条 機構は、機構法第14条第1項第8号の業務として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定による認定に関する事務を行うものとする。

2 前項の認定に関する基準は、求職者支援法第4条第1項各号及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）第2条に定めるところによるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、求職者支援法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(附帯業務)

第15条 機構は、機構法第14条第1項第9号の業務として、同項第1号から第8号までに掲げる業務に関する広報、調査その他の業務に附帯する業務を行うものとする。

2 機構は、当分の間、機構法附則第5条第1項第2号の業務として、同項第1号に掲げる業務に関する広報、調査その他の業務に附帯する業務を行うことができるものとする。

第3章 業務の受託及び委託

(業務の受託)

第16条 機構は、国その他の団体等の業務を受託できるものとする。

2 前項の受託は、機構法第14条第1項各号並びに機構法附則第5条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる業務の範囲内において、その業務に支障のない場合限り行うものとする。

第17条 機構は、前条の定めるところにより業務を受託しようとするときは、当該業務を委託しようとする者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(受託契約)

第18条 前条の契約においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 受託する業務の目的
- (2) 受託する業務の実施の方法
- (3) 受託する業務の実施に係る経費
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) その他必要な事項

(業務の委託)

第19条 機構は、機構法第15条第1項の規定に基づき、第4条、第10条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに第2項の業務の一部を、高年齢者等又は障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

第20条 機構は、前条に規定するもののほか、業務の効率的実施のため、その業務の一部を前条の法人その他の当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

第21条 機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(委託契約)

第22条 前条の契約においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 委託の目的
- (2) 委託の実施の方法
- (3) 委託に係る経費
- (4) その他必要な事項

第4章 契約の方法

(契約方式)

第23条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第25条又は第26条の規定により指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。

(一般競争)

第24条 機構は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 一般競争入札執行の日時及び場所
- (4) 入札保証金に関する事項

(指名競争)

第25条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき
- (2) 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (3) 契約の予定価格が少額であるとき

(随意契約)

第26条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき
- (2) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき
- (3) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (4) 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき
- (5) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき
- (6) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき
- (7) その他、業務運営上、随意契約によることが特に必要であると認められるとき

(落札)

第27条 競争入札は、第24条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価格によるものを落札とする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができるものとする。

2 機構は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が機構にとって最も有利な者を契約の相手方とすること

ができるものとする。

(契約の解除)

第28条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく契約期間内に履行を完了しなかったとき、又は履行完了の見込みがないとき

(2) 契約の履行につき不正行為があったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、機構の都合により必要と認められるとき

2 機構は、前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

(契約の特例)

第29条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)その他の国際約束を実施するため機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。

(会計規程への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他の機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

第5章 業務の成果の普及等の方法

(国等への協力)

第31条 機構は、国、地方公共団体、公益法人、営利法人その他の団体等の求めに応じて、その団体等の設置する委員会等に役職員を参画させることができる。

(成果の普及)

第32条 機構は、次の各号に掲げる方法により、業務の成果の普及を図るものとする。

(1) 業務の成果に関する報告書を作成し、これを頒布すること

(2) 業務の成果を機構のホームページに掲載して、提供すること

(3) 調査研究の成果に関する技術指導を行うこと

(4) その他事例に応じて最も適当と認められる方法

2 機構は、前項の業務を行うときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(知的財産権の確立等)

第33条 機構は、調査研究等から得られた知的財産権の実施を許諾し、又は譲渡すること等により、研究成果の普及を効果的に推進する。

2 機構は、前項の業務を実施するために、次の事項を定めなければならない。

(1) 知的財産権の実施を許諾するための基準

(2) 知的財産権の譲渡をするための基準

(3) その他必要な事項

3 機構は、第1項の許諾又は譲渡に当たっては、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第6章 施設等の貸与

第34条 機構は、機構の業務の実施に支障がない範囲において、別に定めるところにより、機構の施設等の一部を他の者に貸与することができるものとする。

2 前項の貸与を実施するときには、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第7章 業務運営に関する事項の公表の方法

第35条 機構は、別に定めるところにより、機構の業務運営に関する重要な事項について、官報への公告、機構のホームページへの掲載その他当該事項の性質により適当と認められる方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成15年10月1日から適用する。ただし、第9条第2項中職業能力開発促進法第15条の7の職業訓練実施計画に関する部分は、平成16年3月1日から適用する。

(旧業務方法書等の廃止)

第2条 日本障害者雇用促進協会障害者雇用納付金関係業務方法書(昭和60年業務方法書第1号)、日本障害者雇用促進協会障害者雇用継続助成金関係業務方法書(昭和62年業務方法書第2号)、日本障害者雇用促進協会障害者職業能力開発校関係業務方法書(昭和63年業務方法書第3号)及び日本障害者雇用促進協会障害者職業センター関係業務方法書(昭和63年業務方法書第4号)並びに雇用安定事業関係業務規程(昭和61年規程第9号)(以下「旧業務方法書等」という。)は、廃止する。

(旧業務方法書等の廃止に伴う経過措置)

第3条 旧業務方法書等の規定によりした手続その他の行為は、この業務方法書の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

第4条 平成15年10月1日前に支給事由の生じた継続雇用制度奨励金、多数継続雇用助成金、高年齢者雇用環境整備奨励金及び定年延長等職業適応助成金並びに障害者作業施設設置等助成金、重度障害者通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、障害者雇用支援センター助成金及び重度障害者特別雇用管理助成金の支給については、なお従前の例による。

(雇用促進住宅の譲渡等業務)

第5条 機構は、当分の間、機構法附則第5条第3項第1号及び第2号の業務として、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)附則第6条の

規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成11年法律第20号）附則第11条第1項に規定する雇用促進住宅の譲渡又は廃止並びに同条第2項及び第3項に規定する雇用促進住宅の譲渡又は廃止までの間の運営等を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。
（事業主その他のものの行う職業訓練の援助業務）

第6条 機構は、当分の間、機構法附則第5条第3項第3号の業務として、事業主その他のものの行う職業訓練の援助及びこれに附帯する業務を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。

附 則（平成16年3月26日業務方法書第2号）

（施行期日）

第1条 この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。

（在職者求職活動支援助成金の廃止に伴う経過措置）

第2条 平成16年4月1日前に支給事由の生じた在職者求職活動支援助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日業務方法書第1号）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成17年4月1日から施行する。

（移動高年齢者等雇用安定助成金の廃止に伴う経過措置）

第2条 平成17年4月1日前の日における雇入れに係る移動高年齢者等雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月30日業務方法書第2号）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成17年10月1日から施行する。

（障害者雇用継続助成金の廃止に伴う経過措置）

第2条 平成17年10月1日前に支給事由の生じた障害者雇用継続助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日業務方法書第3号）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月23日業務方法書第1号）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成19年4月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（継続雇用定着促進助成金の廃止に伴う経過措置）

第2条 平成19年4月1日前に支給事由の生じた継続雇用定着促進助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日業務方法書第 2 号）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 1 日業務方法書第 1 号）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 26 日業務方法書第 2 号）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成 22 年 11 月 27 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日業務方法書第 3 号）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 24 日業務方法書第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この業務方法書の変更は、平成 23 年 8 月 24 日から施行し、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

（高年齢者等共同就業機会創出助成金の廃止に伴う経過措置）

第 2 条 平成 23 年 7 月 1 日前に雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 48 号）第 3 条の規定による改正前の雇保則第 110 条の 2 第 2 項第 1 号の法人の設立の登記をした事業主に対する高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日業務方法書第 2 号）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日業務方法書第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この業務方法書の変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この業務方法書による変更後の業務方法書第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 13 条第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（定年引上げ等奨励金の一部廃止に伴う経過措置）

第 2 条 平成 25 年 4 月 1 日前に雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 55 号）第 1 条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 104 条第 2 項第 1 号イに該当することとなった事業主又は同条第 4 項第 1 号イの職域拡大等計画を作成した事業主に対する定年引上げ等奨励金の支給に

については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日業務方法書第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この業務方法書の変更は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

（定年引上げ等奨励金の廃止に伴う経過措置）

第 2 条 平成 25 年 5 月 16 日前に雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 67 号）第 1 条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 104 条第 2 項第 1 号イに該当することとなった事業主に対する定年引上げ等奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 月 日業務方法書第 号）

（施行期日）

第 1 条 この業務方法書の変更は、改正協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。

（国際約束の適用を受ける契約に関する経過措置）

第 2 条 この業務方法書の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務の取扱については、なお従前の例による。